

避難勧告・避難指示による避難

避難に関する情報は、災害対策基本法に基づき、河川水位の情報や災害が発生する危険が迫っていると予想される場合に町長の判断で、防災行政無線、広報車、サイレン、宇美町防災気象情報などで、下記のように段階的に情報を発表します。状況に応じて避難の準備を進めてください。



注意

避難準備・高齢者等避難開始情報

災害発生のおそれがあるとき

- ①要配慮者の方(特に高齢の方、障害のある方)や、急傾斜地のある地域など、特に避難が必要な方は、この時点で自主的に避難行動を始めてください。



- ②ラジオやテレビの情報に十分注意し、いつでも避難ができるように準備を整えてください。





勧告

避難勧告

人的被害の発生する可能性が明らかに高まったとき

- ①火の始末と戸締りを完全にしてください。
- ②非常持ち出し品、防寒着を持って避難してください。
- ③家族、近所の方と助け合いながら、速やかに避難所等の安全な場所に避難を開始してください。
- ④避難行動要支援者の方などは避難を完了してください。



指示

避難指示

危険が地域の皆さんの目前に迫っているときに発令

- ①直ちに避難を完了してください。
- ②まだ避難していないときは、隣近所や地域で協力しあって、緊急に非常持出品を持って避難してください。
- ③水害時に避難所へ避難することがあって危険を伴うと判断される場合は、緊急に屋内の高いところや近隣の頑丈な建物の上層階へ避難するなど、身の安全を確保してください。

